

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会における議論の整理（案）

1. 支給対象の明確化に向けた個別事例の収集

- 支給対象に関して判断に迷う事例の収集について
- 療養費の取扱いに関する解釈についての事務連絡（Q & A）の発出について

2. 施術所の登録管理・指導監督、受領委任制度の検討

- 受領委任制度について
- 不正事例が判明した場合における情報共有について

3. 往療料の在り方

- 往療料が療養費の6割を占めている現状について
- 往療料の支給基準の明確化について
- 同一建物の複数患者への往療について
- 患者誘引による往療について

4. その他

（1）支給申請書様式の統一

- 支給申請書様式は、留意事項通知において参考としての扱いになっているため、保険者や施術所によって異なる様式が使用されていることから、今後、留意事項通知の改正を行い、支給申請書様式の統一を図る。

（2）長期患者の施術回数・施術期間の上限、施術に係る包括料金化

- 長期患者の施術回数の上限について

- あはき療養費は、慢性的な疾患や症例を支給対象としている性質上、施術期間については上限を設けない。また、一定の局所数以上のマッサージの施術に係る包括料金化については、既に局所単位で包括料金化されているため、更なる包括料金化は行わない。
- (3) 医師の再同意書
 - 医師の再同意書添付の義務化について
- (4) 柔道整復療養費との併給
 - 柔道整復療養費との併給については、保険者の協力を得て、実態把握を行った上で検討。